

第 155 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表	… P. 1
計算書類の個別注記表	… P. 7

(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)

日本精工株式会社

第 155 期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第 15 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載されることにより株主の皆様提供しています。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数は90社です。

主要な連結子会社の名称：

NSK ステアリングシステムズ(株)、NSK ニードルベアリング(株)、(株)天辻鋼球製作所、
NSK アメリカズ社、NSK ブラジル社、NSK ヨーロッパ社、NSK 中国社、NSK 昆山社、
NSK ベアリング・インドネシア社、NSK 韓国社

(2) 非連結子会社の名称等

(株)ケーケーエス坂井製作所、エイケイエス販売(株)、日東鋼球製造(株)、堺天辻鋼球製造(株)、
NSS カンラ(株)、NSK フレンドリーサービス(株)

非連結子会社6社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

(3) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数は16社です。

主要な関連会社の名称：NSK ワーナー(株)

(4) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

(株)ケーケーエス坂井製作所、エイケイエス販売(株)、日東鋼球製造(株)、
堺天辻鋼球製造(株)、NSS カンラ(株)、NSK フレンドリーサービス(株)

持分法を適用していない非連結子会社6社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

(5) 連結範囲及び持分法の適用の異動状況

当連結会計年度において、連結子会社であるNSK テクノロジー(株)及び他2社は、(株)ブイ・テクノロジーへ株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しています。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)栗林製作所については2月末日現在の決算計算書類を使用しています。また、連結決算日との間に生じた連結会社間の重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法です。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法です。

- ② デリバティブ
時価法によっています。
 - ③ 棚卸資産
製品、原材料及び仕掛品は主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）です。
貯蔵品は主として先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）です。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法
有形固定資産
原則として定額法によっています。
- (3) 繰延資産の処理方法
支出時に全額償却しています。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
貸倒れによる損失に備えるため、連結会社間の債権債務を相殺消去した期末の金銭債権に対し、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案して個別に貸倒見積額を計上しています。
 - ② 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。
 - ③ 環境対策引当金
建物及び設備等に使用されているアスベスト及びポリ塩化ビフェニル(PCB)の除去、処分に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる費用を計上しています。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社の資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分及び為替換算調整勘定に含めています。
- (7) 消費税等の会計処理に関する事項
税抜方式によっています。
- (8) のれんの償却に関する事項
原則として10年間で均等償却していますが、重要性がないものについては発生時に一括償却しています。

【表示方法の変更に関する注記】

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	690,969 百万円
2. 保証債務	2 百万円
内、従業員の財形貸付融資に対する債務保証	(2 百万円)

3. 訴訟事項等

当社及び当社の一部子会社は、その製品の取引に関して競争法違反の疑いがあるとして海外の関係当局による調査等を受けており、当社グループは、これに対して全面的に協力しています。

また、当社並びに当社の米国、カナダ及び欧州の一部子会社は、米国及びカナダにおいて、他の被告らとともに、原告である軸受製品等の購入者の代表者等から、複数の集団訴訟（州政府による訴訟を含む。）の提起を受けています。原告は、被告らが共謀して、これらの国において軸受製品等の取引に関する競争を制限した等と主張し、被告らに対して損害賠償、対象行為の差止めをはじめとする請求を行っています。

米国においては、軸受製品その他の当社製品について、直接購入者（例えば、自動車メーカー及び産業機械メーカー）、カーディーラー、商業用車両・中大型トラック・バス・重機車両等のディーラー、車両の最終購入者並びに州政府の各暫定原告団から、当社並びに当社の米国及び欧州の一部子会社に対して、複数の集団訴訟（州政府に関しては、州市民を代表する父権訴訟及び州政府自身のために行う訴訟）が提起されています。これらの訴訟は、ミシガン州東部連邦裁判所に係属しています。

これらの訴訟の一部については、ディスカバリー（訴訟当事者間で相互に訴訟に関係し得る書類等の証拠の開示を求める手続）が開始されています。ディスカバリーの後、裁判所はそれぞれの集団訴訟について、集団適格に関する原告側の申立てを審理することになり、今後各集団訴訟がどのように進むかは裁判所が集団適格に関する申立てをどのように判断するかによります。

カナダにおいては、オンタリオ州、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州及びサスカチュワン州において、軸受製品その他の当社製品について、直接購入者（例えば、自動車メーカー）及び間接購入者（例えば、カーディーラー及び車両の最終購入者）からなる暫定原告団から、当社並びに当社の米国、カナダ及び欧州の一部子会社に対して、複数の集団訴訟が提起されています。いずれの集団訴訟も初期段階であり、現時点においては、集団適格に関する審理に入っていません。

さらに、当社及び当社の欧州の一部子会社は、英国競争審判所（Competition Appeal Tribunal）において、他の被告らとともに、原告である Peugeot S.A. ほか同社のグループ会社 18 社から、平成 26 年 3 月 19 日（現地時間）付けの欧州委員会の決定の対象となった欧州競争法違反行為に関連して、損害賠償額 5 億 780 万ユーロ（暫定額）を連帯して支払うよう請求する訴訟を提起されています。原告らは、被告ら 8 社に係る軸受購入額の合計額に占める当社に係る軸受購入額の割合は、約 10%であると主張しています。

なお、製品の取引に関する競争法違反の疑いに関連して、当社は、当連結会計年度末において、一部顧客との間の和解に関連する損失等を計上しています。

当社又は当社の子会社若しくは関係会社は、上記訴訟と同種又は類似の訴訟等を今後提起される可能性があります。

当社グループとしましては、原告等による請求に対して、適切に対処していきます。また、当社グループは、上記訴訟等の状況に応じて、原告等との間で個別に和解の可能性も検討していきます。

上記調査等及び訴訟等の結果として、今後、課徴金、損害賠償金等による損失が発生する可能性があ

りますが、現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 551,268,104 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月22日 取締役会	普通株式	8,665	16.0	平成27年3月31日	平成27年6月3日
平成27年10月27日 取締役会	普通株式	9,212	17.0	平成27年9月30日	平成27年12月1日
計		17,877			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年5月24日開催の取締役会の議案として、剰余金の処分として期末配当に関する事項を次のとおり付議します。

- ① 配当金の総額 9,213 百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 17.00 円
- ④ 基準日 平成28年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成28年6月3日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数
当社	平成23年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	354,000 株
	平成26年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	778,000 株
	平成27年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	820,000 株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な運転資金及び設備資金を主として銀行借入や社債発行により調達しています。また、一時的な余裕資金は安全性の高い金融資産で運用する方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクの影響を受けていますが、販売部門を中心に常日頃から情報収集を行い、取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

グローバルに事業を展開していることから生じる為替変動リスクに対応するため、外貨建債権債務の均衡を図り、また、社内規定に従い必要に応じヘッジ取引を行っています。また、借入金に係る支払金

利の変動リスクを抑制するために、社内規定に従い必要に応じ金利スワップ取引を利用しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません（(注2)を参照ください）。

(単位：百万円)

科 目	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	80,732	80,732	—
(2) 受取手形及び売掛金(純額)	175,785	175,785	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	164,541	164,541	—
資産計	421,058	421,058	—
(1) 支払手形及び買掛金	127,176	127,176	—
(2) 短期借入金	61,080	61,080	—
(3) 社債(※1)	60,000	61,084	1,084
(4) 長期借入金(※1)	157,072	161,416	4,344
負債計	405,329	410,757	5,428
デリバティブ取引(※2)	(94)	(94)	—

(※1) 社債及び長期借入金には1年以内に期限の到来する金額を含めています。

(※2) デリバティブ取引は債権・債務を純額で表示、合計で正味の債務となる場合は、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金(純額)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらのうち短期間で決済される有価証券の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、その他の株式は取引所の価格によっています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、当該長期借入金の残存期間及び信用リスクを

加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引金融機関から提示された評価額によっています。

(注2) 関係会社株式及び非上場株式等（連結貸借対照表計上額 23,349 百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができないことにより、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	828円33銭
1株当たり当期純利益	124円06銭

【重要な後発事象に関する注記】

当社は、平成28年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元および経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

(2) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	16百万株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.0%）
株式の取得価額の総額	150億円（上限）
取得期間	平成28年5月17日～平成28年9月30日

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法です。その他有価証券は、時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法です。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び仕掛品は総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）です。

貯蔵品は先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）です。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）及び無形固定資産（リース資産を除く）は定額法です。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 繰延資産の処理方法

支出時に全額償却しています。

5. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

期末の金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案して個別に貸倒見積額を計上しています。

（2）退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金または前払年金費用を計上しています。

（3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

（4）環境対策引当金

建物及び設備等に使用されているアスベスト及びポリ塩化ビフェニル（PCB）の除去、処分に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる費用を計上しています。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式です。

【会計方針の変更に関する注記】

該当事項はありません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	282,907 百万円
2. 保証債務	
保証債務	671 百万円
内、関係会社の銀行借入等に対する債務保証	(669 百万円)
当社従業員の財形貸付融資に対する債務保証	(2 百万円)
保証類似行為	549 百万円
内、関係会社の銀行借入等に対する保証類似行為	(549 百万円)
3. 関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	54,060 百万円
長期金銭債権	3,042 百万円
短期金銭債務	114,845 百万円
長期金銭債務	199 百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引 売上高	115,747 百万円
仕入高	237,574 百万円
営業取引以外の取引高	50,682 百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当期末における自己株式の種類及び株式数	普通株式 9,286,771 株
---------------------	------------------

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	3,657 百万円
未払賞与	2,999 百万円
役員退職慰労引当金	1,045 百万円
関係会社株式評価損	2,965 百万円
投資有価証券評価損	684 百万円
その他	4,020 百万円
繰延税金資産小計	15,373 百万円
評価性引当額	△4,433 百万円
繰延税金資産合計	10,940 百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△1,860 百万円
退職給付信託設定益	△9,800 百万円
その他有価証券評価差額金	△11,618 百万円
その他	△320 百万円
繰延税金負債合計	△23,599 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△12,659 百万円

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺装置等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	NSKステアリングシステムズ(株)	100.0	製品の購入 役員の兼任	自動車関連製品の購入(注1) 資金の借入(注2)	65,406 605	買掛金 短期借入金	8,253 9,859
子会社	NSKニードルベアリング(株)	98.1	製品の購入 役員の兼任	自動車関連製品の購入(注1) 資金の借入(注2)	46,963 1,169	買掛金 短期借入金	15,490 14,825
子会社	(株)天辻鋼球製作所	100.0	製品の購入 役員の兼任	資金の借入(注2)	1,169	短期借入金	15,498
子会社	NSKオーバーシーズ・ホールディングス(株)	100.0	役員の兼任	資金の借入(注2)	2,506	短期借入金	9,752
関連会社	NSKワーナー(株)	50.0	製品の購入 役員の兼任	自動車関連製品の購入(注1)	48,670	買掛金	9,583

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品の購入の条件については、同社の総原価を勘案し、価格交渉のうえ決定しています。

(注2) 資金の借入については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しています。

(注3) 上記金額の内、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含めて表示しています。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 506円54銭

1株当たり当期純利益 42円08銭

【重要な後発事象に関する注記】

1. 共通支配下の取引等

当社は、平成28年4月26日に当社の100%子会社であるNSKオーバーシーズ・ホールディングス株式会社が保有するNSKニードルベアリング株式会社の株式について、会社分割（以下「本吸収分割」）により当社が承継するとともに、当社を吸収合併存続会社、NSKニードルベアリング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」）を行うことを決定し、会社分割契約及び合併契約を締結しました。これは同日における当社代表執行役による決定によるものです。

(1) 本吸収分割の要旨

① 分割当事会社の名称及びその事業の内容

分割当事会社の名称 NSK オーバーシーズ・ホールディングス株式会社

事業の内容 国内外の会社の経営管理・統括

② 会社分割予定日(効力発生日) 平成28年7月1日

③ 本吸収分割の方式

NSK オーバーシーズ・ホールディングス株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

(2) 本吸収合併の要旨

① 合併当事会社の概要

合併当事会社の名称 NSK ニードルベアリング株式会社

事業の内容 ニードル軸受の製造販売

② 合併の予定日(効力発生日) 平成 28 年 7 月 1 日

③ 本吸収合併の方式

当社を吸収合併存続会社、NSK ニードルベアリング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併です。

④ 結合後会社の名称

日本精工株式会社

(3) グループ内の組織再編の目的

当社の子会社である NSK ニードルベアリング株式会社とそのグループ会社は、日本、欧州、アジアの各拠点で自動車用変速機などに使われているニードル軸受を中心に製造しています。

変速機の効率向上や多様性、新興市場拡大など、自動車市場が大きく変化している中、当社は成長戦略の展開と事業効率の向上を図るため、NSK ニードルベアリング株式会社を吸収合併することといたしました。

(4) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日)に基づき、共通支配下の取引として処理をいたします。なお本組織再編による当社業績への影響は軽微です。

2. 自己株式の取得

当社は、平成 28 年 5 月 11 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元および経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

(2) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類 当社普通株式

取得し得る株式の総数 16 百万株 (上限)

(発行済み株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 3.0%)

株式の取得価額の総額 150 億円 (上限)

取得期間 平成 28 年 5 月 17 日～平成 28 年 9 月 30 日

【連結配当規制適用会社に関する注記】

当社は連結配当規制の適用会社です。